

# 「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」について

平成28年2月  
外務省

国際情勢の変化等に鑑み、以下の改正を行う。

- 1 在ニウエ日本国大使館及び在ベンガルール日本国総領事館の新設
- 2 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定
- 3 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給額の改定

## 1 背景

平成27年度に我が国がニウエを国家承認し、同国と外交関係を開設したことを受け、同国に日本国大使館を新設する（実館はなし）とともに、在ベンガルール日本国総領事館を邦人保護、日本企業支援の観点から新設する。

また、在外公館毎の在勤基本手当の基準額等を各在勤地における最近の為替変動及び物価水準の変動等を勘案した上で、地域の事情等を踏まえて、所要の改正を行う必要がある。

## 2 法律案のポイント

### （1）在外公館の整備関係

在ニウエ日本国大使館及び在ベンガルール日本国総領事館を新設する。

### （2）給与関係

ア 各在勤地における最近の為替変動及び物価水準の変動等を勘案した上で在勤基本手当の基準額を改定する。

イ 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育に要する負担を考慮し、所要の措置を講ずる。

（了）